

### 別表第3 小規模保育事業(B型) (保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算 I						
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定				
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		(注) ⑦		(注) ⑦				
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	177,310	(235,280)	172,690	(230,660)	+	1,660	(2,230)	×加算率	1,620	(2,190)	×加算率
			乳児	235,280		230,660		+	2,230 ×加算率		2,190 ×加算率			
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	137,240	(195,210)	134,310	(192,280)	+	1,260	(1,830)	×加算率	1,230	(1,800)	×加算率
			乳児	195,210		192,280		+	1,830 ×加算率		1,800 ×加算率			

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④

保育士比率向上加算	
(注)	処遇改善等加算 I (注)
⑧	

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算	
(注)	処遇改善等加算 I (注)
⑨	

10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	10,940	(18,240)	+	110	(190)	×加算率	+	115,950	(57,970)	+	1,150	(570)	×加算率
			乳児 +	18,240		+	190		×加算率	+	57,970		+	570		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	9,670	(16,970)	+	100	(180)	×加算率	+	115,950	(57,970)	+	1,150	(570)	×加算率
			乳児 +	16,970		+	180		×加算率	+	57,970		+	570		×加算率

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④

休日保育加算	
⑩ 処遇改善等 加算 I	

夜間保育加算	
⑪ 処遇改善等 加算 I	

10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	休日保育の年間延べ利用子ども 数	～ 210人	190,700	1,900×加算率	+	各月初日の 利用子ども数	44,600	+	390×加算率
	13人 から 19人 まで		3号			乳 児	211人～ 279人	203,500			2,030×加算率	+	30,060
1、2歳児		280人～ 349人		229,200	2,290×加算率	÷							
			乳 児		350人～ 419人		254,800	2,540×加算率					
					420人～ 489人	280,500	2,800×加算率						
					490人～ 559人	306,200	3,060×加算率						
					560人～ 629人	331,800	3,310×加算率						
					630人～ 699人	357,500	3,570×加算率						
					700人～ 769人	383,200	3,830×加算率						
					770人～ 839人	408,800	4,080×加算率						
					840人～ 909人	434,500	4,340×加算率						
					910人～ 979人	460,200	4,600×加算率						
					980人～1,049人	485,800	4,850×加算率						
					1,050人～	511,500	5,110×加算率						



地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	管理者を配置していない場合 ⑩		土曜日に閉所する場合 ⑪				
					処遇改善等 加算 I	月に1日土曜 日を閉所する 場合	月に2日土曜 日を閉所する 場合	月に3日以上 土曜日を閉所 する場合	全ての土曜日 を閉所する場 合	
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	35,910	+	350×加算率	$\frac{⑥+⑦+⑨+⑩}{2/100}$	$\frac{⑥+⑦+⑨+⑩}{4/100}$	$\frac{⑥+⑦+⑨+⑩}{7/100}$	$\frac{⑥+⑦+⑨+⑩}{9/100}$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	22,680	+	220×加算率	$\frac{⑥+⑦+⑨+⑩}{2/100}$	$\frac{⑥+⑦+⑨+⑩}{5/100}$	$\frac{⑥+⑦+⑨+⑩}{7/100}$	$\frac{⑥+⑦+⑨+⑩}{9/100}$

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	定員を恒常的に 超過する場合 ⑱
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥\sim⑰) \times 81/100$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	<small>(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数</small> 20人～30人 $(⑥\sim⑰) \times 80/100$ 31人～40人 $(⑥\sim⑰) \times 75/100$ 41人～ $(⑥\sim⑰) \times 70/100$

## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
冷暖房費加算	⑳	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,780</td> <td>4 級 地</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,580</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,560</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,780	4 級 地	1,230	2 級 地	1,580	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,560			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
1 級 地	1,780	4 級 地	1,230												
2 級 地	1,580	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,560														
除雪費加算	㉑	6,090	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉒	152,680 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉓	160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉔	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 76,960</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ 760 × 加算率</td> <td rowspan="3">※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 50,000</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000</td> <td></td> </tr> </table>	A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ 760 × 加算率	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率	C	基本額 10,000				
A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ 760 × 加算率	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設												
B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率													
C	基本額 10,000														
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整